



平成 25 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 ナブテスコ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小谷 和朗
(コード番号 6268 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総務部長 中村 賢一
(T E L 0 3 - 5 2 1 3 - 1 1 3 3)

株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 17 日の取締役会決議により、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。また、当該売出しにより、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、あわせてお知らせいたします。

記

I. 当社株式の売出し

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 17,199,900 株

種 類 及 び 数

(2) 売 出 人 及 び

名 称

売 出 株 式 数

売 出 株 式 数

株 式 会 社 神 戸 製 鋼 所

15,100,000 株

日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社

2,099,900 株

(退職給付信託口・株式会社神戸製鋼所口)

(3) 売 出 価 格

未 定 (日 本 証 券 業 協 会 の 定 め る 有 価 証 券 の 引 受 け 等 に 関 す る 規 則 第 25 条 に 規 定 さ れ る 方 式 に よ り、平 成 25 年 5 月 27 日 (月) から 平 成 25 年 5 月 30 日 (木) ま で の 間 の い ず れ か の 日 (以 下 「売 出 価 格 等 決 定 日」 と い う。) の 株 式 会 社 東 京 証 券 取 引 所 に お け る 当 社 普 通 株 式 の 普 通 取 引 の 終 値 (当 日 に 終 値 の な い 場 合 は、そ の 日 に 先 立 つ 直 近 日 の 終 値) に 0.90~1.00 を 乗 じ た 価 格 (1 円 未 満 端 数 切 捨 て) を 仮 条 件 と し て、需 要 状 況 を 勘 案 し た 上 で 決 定 す る。)

(4) 売 出 方 法

野 村 証 券 株 式 会 社 及 び 大 和 証 券 株 式 会 社 を 共 同 主 幹 事 会 社 と す る 引 受 団 (以 下 「引 受 人」 と い う。) に 全 株 式 を 買 取 引 受 け さ せ た 上 で 売 出 す。な お、ブ ッ ク ラ ン ナ ー は 大 和 証 券 株 式 会 社 が 単 独 で 務 め る。売 出 し に お け る 引 受 人 の 対 価 は、売 出 価 格 か ら 引 受 人 よ り 売 出 人 に 支 払 わ れ る 金 額 で あ る 引 受 価 額 を 差 し 引 い た 額 の 総 額 と す る。

(5) 申 込 期 間

売 出 価 格 等 決 定 日 の 翌 営 業 日 か ら 売 出 価 格 等 決 定 日 の 2 営 業 日 後 の 日 ま で。

(6) 受 渡 期 日

売 出 価 格 等 決 定 日 の 6 営 業 日 後 の 日。

(7) 申 込 株 数 単 位

100 株

ご注意：この文書は当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

(8) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小谷 和朗又はその指名する者に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2. を参照のこと。）

(1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 1,911,100 株

種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。

(2) 売 出 人 大和証券株式会社

(3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）

(4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、大和証券株式会社が当社株主から 1,911,100 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。

(5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。

(6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。

(7) 申 込 株 数 単 位 100 株

(8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小谷 和朗又はその指名する者に一任する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしました。これは当社普通株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、大和証券株式会社が当社株主から 1,911,100 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,911,100 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成 25 年 6 月 24 日(月)までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、大和証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 25 年 6 月 24 日(月)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。大和証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、シンジケート

ご注意：この文書は当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

カバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、大和証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、大和証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社神戸製鋼所及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・株式会社神戸製鋼所口）は共同主幹事会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

II. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 当社株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出しにより、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

(1) 名 称	株式会社神戸製鋼所
(2) 所 在 地	神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 川崎 博也
(4) 事 業 内 容	鉄鋼事業等
(5) 資 本 金	233,313百万円（平成24年12月31日現在）

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
異 動 前 (平成25年3月31日現在)	151,000 個 (15,100,001 株)	11.80%	第1位
異 動 後	0 個 (1 株)	—	—

※上記の総株主の議決権の数に対する割合は、平成25年3月31日現在の株主名簿による総株主の議決権数に基づくものです。

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 295,299 株

平成25年3月31日現在の発行済株式総数

128,265,799 株

ご注意：この文書は当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

4. 異動予定年月日

前記「I. 当社株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出しにおける受渡期日（売価格等決定日の6営業日後の日）

5. 今後の見通し

本件に伴い、当社の連結業績へ与える影響はございません。

以 上

ご注意：この文書は当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。